

# お知らせ

- ・ 特殊建築物（学校、病院、ホテル、旅館、映画館、集会場、百貨店、マーケット等）
- ・ エレベーター・エスカレーター
- ・ 遊戯施設（ウォーターシュート、メリーゴーランド等）  
（特殊建築物等）

をお持ちの方へ

**「建築物及び昇降機並びに遊戯施設」に係る  
事故情報の提供について**

## 島根県

近年、建築物及び昇降機並びに遊戯施設に係る事故が発生していますが、国土交通省の調査では、事故発生以前に同様な事故が発生していたことが判明しています。

このことから、類似事故の発生を抑止するためには、建築行政を所管する特定行政庁と消防行政関係機関が連携し、併せて、所有者等の方と地域の建築物等に係る情報の共有化等を図ることが有効かつ必要とされています。

しかし、本県では所有者等から事故情報を収集する仕組みや関係機関の連携体制の整備がされてなく同種の事故の発生及び拡大の防止への活用に至っていません。

そこで、これらの課題を解決するため「建築物等に係る事故防止のための事故情報の把握に係る指針」を策定し、建築物等に係る事故に関する情報について届け出を行っていたこととしました。

つきましては、今後は事故情報の把握については、同指針により対応することとしておりますので、ご承知いただくとともに建築物等の安全対策の推進に、ご協力いただきますようお願いいたします。

## 建築物等に係る事故に関する情報における届出の目的は、何ですか。

事故に関する情報における届出の目的は、所有者（又は管理者）と特定行政庁（知事・松江市・出雲市）が事故情報を共有することにより、事故の再発や同種の事故の発生を防止することにあります。

届出は、法律等の規定により義務を課しているものではありませんが、利用者の方の安全確保を目的としていますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

## 届出が必要な事故は、どのような事故ですか。

建築基準法第12条の定期報告又は定期点検が義務付けされている特殊建築物等を利用している際に、人が死亡又は負傷（医師等により治療を受けたときに限ります。）した場合に届出を行ってください。

## どのような内容を届出を行うのですか。

まず、事故発生後速やかに、第1報として次の内容を届け出てください。

- ・事故が発生した年月日、時間、場所、建築物等の名称、用途
- ・事故の状況、講じた応急措置の内容 等

次に、30日以内に、第2報として次の内容を届け出てください。

- ・事故の原因
- ・事故の再発防止対策の内容 等

詳しくは、届出書の様式中に記載されていますので島根県（建築住宅課）のホームページ（<http://www.pref.shimane.lg.jp/kenchikujuutaku/>）をご覧ください。

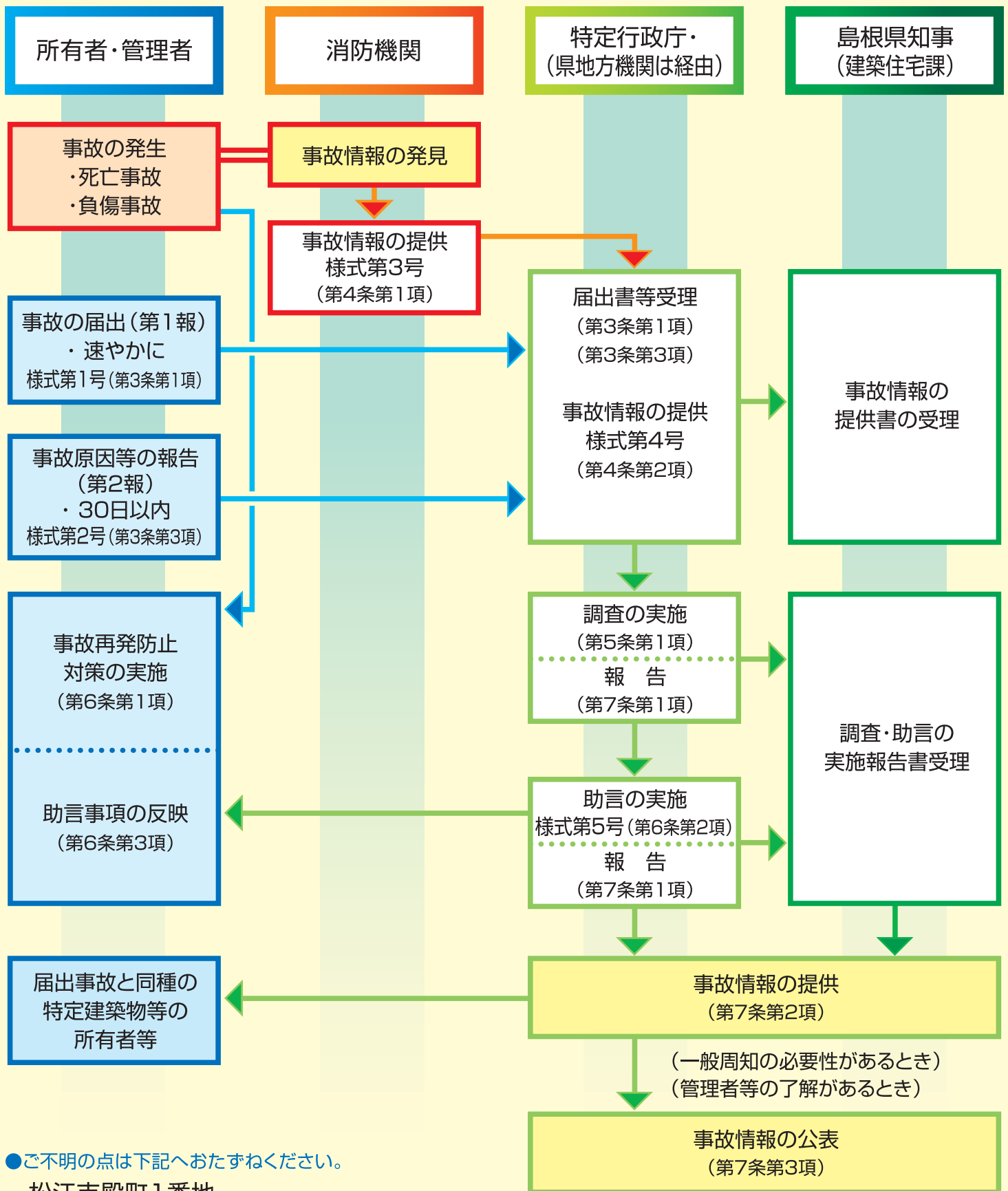
## 届出を行った事故情報はどのように取り扱われるのですか。

特定行政庁は、事故の再発防止のために、必要な場合には、届出を行った所有者等の方へ助言を行います。併せて、事故が発生した同種の建築物等の所有者等の方へ届出者の方の個人情報等に配慮して情報提供を行います。

## 届出を行った事故情報は公表されるのですか。

一般の方に公表したほうが事故の再発防止のために資すると認めた場合は公表します。しかし、公表の際には、届け出された所有者等の方の了解を得ます。

# 「建築物等に係る事故防止のための事故情報の把握」に係る指針フロー図



●ご不明の点は下記へおたずねください。

松江市殿町1番地  
島根県土木部建築住宅課  
電話 0852-22-5219

# 建築物等に係る事故防止のための事故情報の把握に係る指針

## (目的)

第1条 この指針は、建築物及び遊戯施設（以下「建築物等」という。）において事故が発生した場合の届出について必要な事項を定めるとともに、その届出に係る情報を基に事故の原因を明らかにし、事故に関する情報の把握及び共有化を図ることにより、事故の再発及び同種の事故の発生を防止し、もって県民生活の安全確保に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (2) 特定行政庁 法第2条第33号に規定する特定行政庁をいう。
- (3) 特定建築物 法第12条第1項の規定により特定行政庁が指定する建築物及び同条第2項に掲げる建築物をいう。
- (4) 特定設備 法第12条第3項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定により特定行政庁が指定する昇降機及び昇降機以外の建築設備並びに同条第4項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）に掲げる昇降機及び昇降機以外の建築設備をいう。

## (事故の届出)

第3条 特定建築物又は特定設備（以下「特定建築物等」という。）の管理者（管理者が定められていない場合にあっては、所有者。以下「管理者等」という。）は、特定建築物等において次の各号のいずれかに該当する事故が発生したことを知ったときは、速やかに、書面（様式第1号）により当該特定建築物等を所管する特定行政庁に届け出するものとする。

- (1) 人の死亡を伴う事故（当該死亡者又は第三者が事故が発生させることを認識して行った行為に起因して発生したと認められるもの及び修理、点検その他の維持管理に伴い発生したものを除く。）
- (2) 人の負傷を伴う事故（当該負傷者が医師又は歯科医師による治療を受けたものに限り、当該負傷者又は第三者が事故が発生させることを認識して行った行為に起因して発生したと認められるもの及び修理、点検その他の維持管理に伴い発生したものを除く。）

2 前項の規定により届け出する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 届出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (2) 事故が発生した年月日及び時間
- (3) 事故が発生した場所
- (4) 事故が発生した特定建築物等（特定設備が建築物に附属している場合は、その建築物の名称及び用途を含む。）の名称及び種類
- (5) 事故の状況及び特定建築物等について講じた応急措置の内容
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特定行政庁が必要と認める事項

3 第1項の規定による届出を行った管理者等は、事故が発生したことを知った日から起算して30日以内に、次に掲げる事項を書面（様式第2号）により特定行政庁へ届け出するものとする。

- (1) 前項第1号から第5号までに掲げる事項
- (2) 把握した事故の原因
- (3) 講じた又は講じようとする事故の再発防止対策の内容
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特定行政庁が必要と認める事項

## (事故情報の提供)

第4条 消防機関は、救急搬送事案のうち、特定建築物等における前条第1項各号に規定する事故に関する情報（当該機関が救急搬送時において確認した内容に限る。）を書面（様式第3号）により当該特定建築物等を所管する特定行政庁に提供するよう努めなければならない。

2 特定行政庁（県を除く。）は、前条第1項の規定による届出に係る事故（同条第3項の規定による届出及び前項の規定により提供のあった事故を含む。）（以下「届出事故等」という。）について、その内容を書面（様式第4号）により知事に報告しなければならない。

## (事故の調査)

第5条 特定行政庁は、届出事故等について、当該届出に係る特定建築物等における事故の再発防止及び当該特定建築物等と同種の特定建築物等における事故の発生を防止するため調査が必要と認める場合においては、調査を実施するものとする。

2 届出事故等における管理者等は、前項の調査に協力するものとする。

## (事故の再発防止対策の実施)

第6条 管理者等は、第3条第1項に規定する事故が発生したときは、事故の再発防止のための必要な措置を講じなければならない。

2 特定行政庁は、必要があると認めるときは、前項の管理者等に対し、前条第1項の調査の結果に基づいて、事故の再発防止対策についての助言を書面（様式第5号）により行うことができる。

3 第1項の管理者等は、前項の助言を受けたときは、当該助言の内容を勘案し、これを第1項の措置に反映させるよう努めなければならない。

## (事故防止対策等の公表等)

第7条 特定行政庁（県を除く。以下この条において同じ。）は、第5条第1項の調査を行ったとき又は前条第2項の助言を行ったときは、その内容を知事に報告しなければならない。

2 特定行政庁又は知事は、届出事故と同種の事故の発生を防止するため必要があると認めるときは、当該届出に係る特定建築物等と同種の管理者等に対し、届出事故の原因、届出事故と同種の事故の発生を防止対策その他の届出事故に関する情報を提供することができる。

3 特定行政庁又は知事は、届出事故に関する情報のうち、一般に周知させることにより、届出事故と同種の事故の発生を防止に資すると認めるものについては、これをインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

4 特定行政庁又は知事は、前項の公表にあたり、管理者等の了解を得るものとする。

## (書類の経由)

第8条 この指針に基づく県である特定行政庁への書類の提出は、特定建築物等の敷地の所在地を管轄する支庁又は県土整備事務所の長を経由して行うものとする。

## (委任)

第9条 この指針に定めるもののほか、この指針の施行に関し必要な事項は、特定行政庁又は知事が別に定める。

### 附 則

この指針は、平成20年5月1日から施行する。

(注意：様式については、島根県建築住宅課ホームページ

(<http://www.pref.shimane.lg.jp/kenchikujutaku/>)をご覧ください。)